

お知らせ

町より

財政

ふるさと氷川応援寄附金

「氷川町のために役立ててください」と、ふるさと氷川応援寄附金（ふるさと納税）をいただきました。ふるさと寄附金とは、「生まれ育ったふるさとや地域を大切にしたい」、「ふるさとのために貢献したい」という善意の気持ちを寄附金という形にするものです。

皆さまのご厚意による寄附を町の発展のために有意義に活用していきます。

【寄附いただいた人】

- 野本 哲嗣 様(福岡県)
- 福田 健三 様(千葉県)
- 岩岡 友美 様(公表希望なし)

問 企画財政課 財政係

☎ 52・5850(直通)

資産税

償却資産申告書の提出を

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などといま

す。

償却資産は、事業者自らが市町村に毎年1月末日までに申告することになっていきます。昨年12月下旬ごろに申告書類を送付してありますので、平成26年1月1日現在の資産状況を1月31日(金)まで税務課へ申告してください。

◆ 提出書類

申告書・種類別資産明細書

◆ 課税標準額

平成26年1月1日現在の償却資産の価格で、課税台帳に登録された価格

◆ 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

◆ 税額

課税標準額に1・4%(税率)を乗じて算出されます。

問 税務課 資産税係

☎ 52・5853(直通)

家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら届け出を

平成25年1月2日から平成26年1月1日の期間に、住宅や車庫、倉庫などの建物を新築、増築、または取り壊された場合は、税務課まで届出を行ってください。

新築、増築については随時、家屋評価に伺っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物があります。

したら、連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋については、届出を怠りますと、実際、建物が無いのに課税されることとなります。

また、未登記の家屋の売買などで、所有権移転を行った場合も必ず届け出を行ってください。届け出が無い場合には、前の所有者に課税されることとなります。

問 税務課 資産税係

☎ 52・5853(直通)

土地登記簿の地目と現況が違う場合は届け出を

土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現況地目が違う場合は、届け出を行ってください。

この届け出を怠りますと、実際は畑なのに、登記簿の地目が宅地であるため、宅地として課税されることがあります。

問 税務課 資産税係

☎ 52・5853(直通)

農政

燃油価格高騰緊急対策の期間延長

施設園芸は、秋冬から春にかけての野菜などの供給に極めて重要

な役割を果たしていますが、近年、冬季加温に使用される燃油価格が高水準にあることにより、施設園芸業者の安定的・経済的な経営が困難な状況となっています。そこで、本事業が平成26年度まで延長されることになりました。

◆ 施設園芸省エネ設備のリース導入の支援

農業者の初期投資の負担を大幅に軽減するリース方式によるヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備などの施設園芸省エネ型設備の導入支援

◆ 施設園芸セーフティネットの構築の支援

農業者と国の拠出により、施設園芸用の燃料価格が一定水準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援 ※平成26年度事業の募集は、3月下旬開始予定です。

問 農業振興課 農政係

☎ 52・5854(直通)

マシン油散布

農業後継者グループ「宮原農火の会」が、マシン油を散布いたします。庭木などの害虫発生に困っている人は、ぜひお申し込みください。

◆ 日時

1月25日(土)

※雨天時は1月26日(日)に延期

◆ 料金

4000円

農産

うなぎの採捕が禁止されます

うなぎの資源保護のため、熊本県内全域において、次の期間中、全ての大きさのうなぎの採捕が禁止されました。

【委員会指示による採捕禁止の概要】

◆ 採捕禁止水産動物
全長21cmを超えるうなぎ
※従来から、熊本県では21cm以下のうなぎは採捕禁止となっていました。

◆ 指示期間

平成25年11月22日～平成28年3月31日

◆ 禁止期間

指示期間中の10月1日～翌年3月31日

◆ 禁止区域

熊本県内の海面および内水面

◆ 対象者

漁業者をはじめ、すべての人

※植木の本数により金額が変動します。

◆ 散布地域

宮原地区内

※会員数が少ないため、地区を限定させていただきます。

◆ 申込期限

1月17日(金)

◆ お申し込み・お問い合わせ先

農業振興課 農政係

☎ 52・5854(直通)

※委員会指示に違反した場合は、罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

問 農業振興課 農政係

☎ 52・5854(直通)

下水道

下水道使用料の消費税率が変わります

消費税法などの改正により、平成26年4月1日から下水道使用料の消費税率が5%から8%に変わります。

【経過措置】

- 平成26年4月請求分まで(3月使用分)
- 改正前の消費税率(5%)
- 平成26年5月請求分から(4月使用分)
- 改正後の消費税率(8%)

問 建設下水道課 下水道係

☎ 52・5862(直通)

そのほか

消防設備士試験を実施

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定に基づき、平成25年度第3回消防設備士試験を実施します。

◆ 試験の種類

甲種特類、甲種第1類～5類、乙種第1類～7類

◆ 試験日

3月16日(日)

◆ 願書受付期間

1月22日(水)～30日(木)

◆ 書面申請

1月19日(日)～27日(月)

◆ 電子申請

1月19日(日)～27日(月)